

問Ⅷ—2—②（事業のまとめ方）

多数の事業を行っていますが、申請に際しての事業のまとめ方は法人の判断でよろしいですか。（ひとつの事業の中に、様々な事業が混在していますが、事業を分割する必要がありますか。）

答

- 1 事業については、事業の実態等から類似、関連するものであれば、適宜まとめることも可能です。
- 2 ただし、事業をまとめるに際しては以下の点に留意して下さい。
 - ① 事業をまとめた結果、複数の事業区分に該当することもあり得ます。その場合には、該当する複数の事業区分のチェックポイントを用いて説明いただく必要がありますのでご注意ください。（例えば、一定期間のセミナーの後、試験合格者に資格を付与する事業の場合、「講座、セミナー、育成」と「資格付与」の両方の事業区分のチェックポイントを用いてください。）
 - ② 収益事業等は明確に区分する必要があります。
 - ③ 申請書類においては、事業をまとめた理由（類似、関連するものと整理できる理由）を記載してください。

（注）上記2②の「収益事業等」とは、「公益目的事業以外の事業」（公益法人認定法第5条第7号）の意味で用いられており、法人税法上の収益事業とは直接関係ありません。

（補足1）事業をまとめる方法としては、例えば、伝統芸能の継承・発展という目的を達成する手段として公演事業や人材養成事業、普及啓発事業を行っている場合にこれらの事業を一まとまりの事業とするように、ある一つの目的を達成するための手段として整理できるような複数の事業を一まとまりの事業としてまとめる方法があります。（例参照）

なお、事業区分は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであるかの事実認定のために便宜上整理したものですので、事業区分に沿ってまとめていただく必要はありません。

（補足2）申請書類の事業は定款や事業計画等の事業と完全に一致している必要はありませんが、定款上の事業や事業計画書等と対応関係が明らかとなるように定めてください。

（参照条文）公益法人認定法第2条第4号、第5条第6号

（参照すべき「公益認定等ガイドライン」）I 1及び5

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）【補足】横断的注記(1)

例 事業を細分化すると(1)~(4)のような事業となるが、(1)~(4)は、事業目的が同じであるため、申請書類では以下のような一つの事業としてまとめることも可能。

